

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を 求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきました。しかしながら、人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されています。

こうした中、平成29年度において、地方消費者行政推進交付金として30億円が当初予算で措置されていましたが、平成30年度当初予算においては、消費者行政強化交付金として24億円の予算措置にとどまり、大幅に交付金が削減された結果となっています。地方での自主財源の確保が難しい状況の中、国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など消費者行政が後退していく懸念があります。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことも懸念されます。

よって、国におかれては、次のとおり対応されるよう要望します。

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E Tに登録したり、悪質業者に対する行政指導を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年6月26日

長 崎 市 議 会